

第1回タウンミーティング

日時：平成14年7月12日（金） 午後1時30分～3時30分

場所：浜松まちづくりセンター

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，青山行彦委員，石田美枝子委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，鷺巣弘子委員

欠席者：中野勘次郎委員，

出席者：40名

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，辻村，原川，幸田，田中

次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 浜松市市民協働推進条例検討会議からの説明
- 5 質疑応答
- 6 閉会

1 開会

2 委員長あいさつ

伊藤委員長

お手元にフローチャートのような図がいていると思います。これが一応条例の全体像を想定しています。こちらの方には細かいことは書いてありませんが，条例の構成です。最初に目的があります。それからあまりなじみのない言葉が多い場合には，定義条項が入ってきます。それを受けて，基本的な考え方である理念をきちんと明らかにし，そして市民はその理念を受けて，どのようなことを心掛けていくのか，あるいは市民活動団体というのはどうあるべきか，あるいは事業者は，そして市はそれに対してどのように働いていくのかというようなことを書いていく項目があります。

そして具体的な施策の提案が入ってきますが、私たちがまず基本的な施策というかたちで市がやらなくてはいけないことを列挙し、その中で特に重要なものについて詳しく条例の中で書き込んでいこうということで9, 10, 11という3つの基本的なテーマを挙げています。但しこれは実際に全て取り込むか、あるいはこの内の1つか2つに絞り込むかということについて、今は意見がまとまっておりませんので、後で皆さん方のご意見をお聞きしつつ考えていきたいと思っています。一応9, 10, 11について全て平等に紹介をしていきたいと思います。そしてこのような施策がきちんと守られていくために、チェックし、そしてそれを推進していくための推進委員会をつくるケースが多いです。ここに入っている項目は、一般的な条例に入る項目を少し挙げたものです。従ってこれを全て入れるか入れないかというのはまた議論のポイントになってまいります。特に今日はポイントになる基本理念と、基本施策の3つの柱、それから委員会について説明をさせていただきたいと思います。

基本理念に入る前に少し、「目的」、「定義」について見ていきたいと思っています。目的は、文章ではもっと内容のあるものにしていきたいと思いますが、基本的にはなぜこの条例をつくるかということ述べています。つまり市民と行政の協働のまちづくりを通して、豊かで活力のある地域社会、浜松市をつくっていくのだということが目的でうたわれています。

また、定義とはどういうものかと言いますと、「協働のまちづくり」という言葉はどういう意味なのか、協働についてはお手元にお配りしている、昨年つくりました指針の中にも定義は書いてございます。市民と行政は、今までの社会において役割分担をしてきて、違った観点を持っています。そういう違った観点を持ったもの同士が浜松市を良くするためにどういうかたちで手を取り合っていくかということ。「協働」というように捉えています。そういったことの定義、あるいは「市民活動」とか「市民活動団体」というのはどういうものなのだろうか、こういったことを今指針に書いてあることとそう大きく違いはございませんが、まとめてまいります。それから事業者という言葉が出てまいります。これは一般の企業ですが、営利を目的とする事業者も市民活動の中において1つの重要な役割を果たしますので、それについても定義をしていきます。

この2つについてはこれぐらいの説明にしまして、次に重要な理念について説明をしたいと思いますが、これから先は検討委員が手分け

してご説明にあがってまいりたいと思います。それではお願いいたします。

鈴木委員

皆様こんにちは。私は鈴木佳子と申します。それでは基本理念についてご説明申し上げたいと思います。ここで基本理念と申しますのは、この条例の根底にある基本的な考え方という意味を持っております。従いまして、只今委員長からご説明いたしました定義に従いまして、その目的や目標を明解で弾力ある言葉によって簡素にまとめてございます。そこの構成図に示されておりますように、まず参画あるいは参加につきましては、協働においては相互に自主性、主体性を尊重し、多様な協働形態の中で市民活動を促進するものいたします。この多様な協働形態と申しますのは、この基本指針の6ページにございます社会的課題に対する市民と行政の多様な関係という表に示されておりますように、それぞれの領域において、互いが互いの役割と責任におきまして対等な立場で協力する形態を多様な協働形態というふうに考えていただければ宜しいかと思っております。

次に情報の共有につきましては、協働においては関連する全ての段階で情報を公開し、互いにその情報の共有化を十分行うことであります。

最後に3つ目は、支援について、これは協働における行政の支援は公平、公正、透明であるというこの3つの要素に基本理念はまとめることができると考えております。この他にも条例の先見性や、この条例を実行する意思決定などについて、この条例に盛り込む必要性も検討課題ではあるかと思っておりますが、このことなどにつきましては是非皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。以上で基本理念の説明は終わりますが、私の個人的な考えといたしまして、まちづくりの基本と申しますのは、私たち市民が自ら考えて行動することにあると思っております。私は公募でこの会に参加しておりますが、大切なことは関心を持って知ろうという意欲をどこまで私たちが持つかということではないかと、この会を通して考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

伊藤委員長

後で質問、ご意見まとめてやっていきたいと思っておりますので、説明を続けさせていただきたいと思っております。基本理念ではこのようにまず対等性の問題、そしてお互いに支援しあっていこうということ、それが

らまた情報公開，情報共有，そして参加，そして実践や実質性についてきちんと述べることによって協働というものが，単に行政から押し付けられてくるようなことがないように，互いの役割と責任というものを尊重し合うといったことがうたわれていくと思います。これについては細かい語句等で検討委員会の中においても多少のまだ調整点はございますが，ある面では大体まとまりつつある状況です。こういった理念を受けまして，市民，市民活動団体，事業者，そして市の役割というものが入ってまいります。市民の役割とは，あまり市民に重い役割を付けるべきではないということもありまして，基本的には社会に関心を持ち行動すること，そしてまたこの地域社会を取り巻く問題に関して参加し，そしてまた協働する意識を持ってほしい，こういったことが述べられてまいります。

それに対して市民活動団体はそういった市民を主体につくられている団体です。もう少し協働に当たっては当事者となってまいりますので，行政に甘えて活動していくものではなくて，自分自身がやはり責任を持ち自己決定をしていく存在です。そういった意味においては自己責任が原則です。それと同時に多くの市民に理解を求めて活動していくということも協働に当たっては重要であり，自分たちだけの思いで発していくものでもないだろうと思います。そういったことを市民活動団体の役割として文章化していこうと考えています。

一方事業者でございますが，やはり今の社会におきましては，企業の果たすべき役割は非常に大きいのではないかと思います。その企業が非営利活動は自分たちとは全然関係ないよという態度ではやはり良いまちはつくれません。そういった意味で，事業者も市民活動に対して理解し，可能な範囲で協力をしていただく，こういったことをうたっていきたいと思っています。

市民活動団体と同じように，もう1つの重要な当事者が市です。市に関しては従って役割だけではなくて，市の役割と責務のような言い方を付けた方が良いのではないかとということも検討会議の中では議論しております。そのためにここではまず，協働あるいは市民活動を活性化していくための環境整備等についてきちんと市は一定の役割を果たしていくことを述べていきます。それからまた，情報公開あるいはより多くの市民からの提案を受け止めていくような公聴体制というものをきちんと整備していく，それから何よりも職員の一人ひとりがこういった問題についてきちんと理解していくというような意味で，職員に対する啓発を市の役割として述べていくことで今検討中でござい

す。

以上4つの役割を触れた後、ここからが一番大きなポイントだと思えますが、基本施策に入っていきたいと思えます。基本施策につきましては指針でも10ページのところに述べられています。その中では、活動拠点の問題や人材の問題にも触れております。従いまして、この基本施策の中においては大きくまず協働を進めていくための推進体制、それから情報の提供の問題、それから活動拠点整備の問題、あるいは人材開発の問題、そして財政的な基盤づくり、実際の様々な領域における市民参加の促進、こういったことを一応項目に挙げてまいります。

例えば活動拠点等に関しては、この場所も活動拠点として今後もっと活用されていくように努めていくことが大きな柱になっていくと思えますし、またこの場所だけではなくて、公民館など様々な地域にある施設の利用勝手のようなものが、今後の課題になってくるのではないかと思います。人材につきましても、人材育成のための様々な仕組みが必要になってくると思えます。しかし今回の条例の中におきましては、活動拠点と人材につきましては、目玉施策として特に取り上げてございません。むしろ推進体制、情報提供、市民参加をコアにする仕組みに、財政基盤、この辺を軸に3つの方向が出ている次第です。それらにつきましてはまた委員の一人ひとりからご説明願えると思えますが、大きく情報提供、推進体制、あるいは市民参加を軸にしていくもの、それからそれを受けて更にそれに財政的な基盤も結び付けたもの、それから市民間の協力によって財政基盤をもっともって市民的なものにしていく、こういったものが施策の主な内容になってまいります。それではよろしく願いいたします。

青山委員

委員の青山です。お手元のレジユメの4ページをもう一度見ていただきますと、今までご説明したチャート図があります。今委員長の方から基本施策の中に3つの項目がピックアップされて挙げられているということを説明していただきました。「市政への参加と協働」と「参入機会」、「基金」の問題、この3つに対して僕たちはメインで今議論をしています。僕のパートは「市政への参加と協働」です。

これは先ほどもお話があったように、一般市民の皆様が、協働するステージにどうやって上がったら良いのか、僕は一応市民活動をしているのですが、市民活動団体に入っている人だけの協働の場ではないので、ちょっとしたアイデアや、こんなことがあったら良いのになというようなことが、協働のステージに上がって問題解決する活動につ

ながるような市民参加の場所ができたら良いなということです。現場にいて、今こうだからしにくいということが裏返しにありますので、そういうことを市の人たちと議論してきております。

もう1つは提案の受け入れ体制、窓口です。何でもかんでも受け入れるようにすると陳情合戦になってしまって、裏の庭の木が邪魔だから何とかしろといった話になってしまいますので、そういう話ではなくて、もう少し広い視野で市民協働が推進できるような提案を受け入れていく仕組づくりを1つの目玉施策として盛り込めないかなと考えています。この辺は文章にするのがすごく難しいので、どういうふうにしていったら良いかなということは私たちも今検討しています。

お手元に指針がありますが、7ページをお開けください。何で市民参加の促進や提案受け入れということが出たかということに関しては、7ページに協働の基本的な考え方が書かれていますが、そこを少し読んでみますと、市民活動との協働のため、行政情報の積極的な開示を行い、市民活動の活性化に向けた環境づくりと共に、市民からの協働への要請を受け入れます。とあります。これは市民の方が一緒に協働したいという気持ちに関しては、受け入れる体制をつくりましょうということです。また市民活動との協働に当たっては双方とも公平、公正かつ透明性の確保に努めますということです。やっているのは良いが、他の市民から果たしてそれが上手くいっているのかいっていないかも分からなくて、終わってみたら良かったですね、しゃんしゃんということのないようにルールづくりをしましょうというのがこの意味です。キーワードで言いますと、情報公開や透明性、アカウンタビリティとなるかもしれませんが、そういったことを盛り込みたいというのがこのところ です。

(3)のところに協働のルールの確立がありまして、市民と行政が協働で事業を行うにあたっては構想、計画段階から事業終了後の検証まで、情報公開も含めた明確なルールを確立し、協働の責任の基で進めますといったところ です。これは構想計画段階からということがこの辺のキーワードになるのかなと思います。行政が決めておいてから、行政主導型で下請け的に市民活動団体を使ったり、若しくは指定業者さんのようにひも付きでくっ付いて活動したりということのないような仕組をつくっておかないと、せっかくの条例も絵に描いた餅になってしまうといけませんので、そういったことを念頭において私たちは今議論をしています。ディスカッションで皆さんから是非ご意見をいただいて、今後の会議の参考にしたいと思しますので手短かに説明させ

ていただきました。

伊藤委員長

続きまして、この協働を実質化していくための1つの考え方としまして、今度は長澤さんの方から参入機会の提供というテーマについてご説明お願いしたいと思います。

長澤委員

10番の参入機会の提供について説明します。趣旨としては、市は市民活動団体に対し、市が行う業務のうち市民活動団体の特性を活用することができるものについて参入機会を提供するように努め、市民協働の推進にあたるということです。考えられる機能としては、単なる財政支援の事業委託だけではなく、市民からの提案をより実質化していくための措置として市の事業を市民活動団体が受託して、市民の観点からその事業を実施するという事です。もう1つは、受託する市民活動団体は規則に基づいて登録をします。そしてその情報を公開することによって事業の透明性が保たれます。また事業終了後の評価に向けての説明責任も果たすことができるということです。この施策のメリットとしては、市民発の提案の場が確保されます。

もう1つは提案が事業化されることによって、今よりもっと協働の機会が多くつくり出されます。市民活動団体は先駆性、専門性、機動性、独創性などいろいろな特性を持っていますので、それを生かして市民ニーズに的確に答えることにより市民サービスの向上につながります。また事業を受託することによって財政面で充実することは、行政によって市民活動を側面から支援することにもなります。その財政面の充実によって、市民活動団体がより活動を広げることができるということです。

最後に事業評価に向けての説明責任を市民活動団体と行政と両方で果たしていくことができるということです。デメリットというか、運用次第では若干の危険性が考えられることも一応公平の立場で述べておきます。事業や受託のプロセスで行政主導になることによって、受託した市民活動団体が下請け化してしまう可能性があるということです。また、受託する団体が実績を持つ団体に固定化されることによってあそこばかり良い思いをしているということにもなりかねません。また登録の規則がハードルになってしまって、新しい団体や小さな団体が参加できにくくなる可能性も考えられます。その結果、登録することが市民活動団体を選別することにもなりかねないと思います。こ

の施策をもし盛り込む場合には、こうならないような細かいところまでの検討や議論を重ねていかななくてはならないと思っていますので何かご意見がありましたらたくさんお寄せください。

伊藤委員長

次に3番目の案です。政策提言と参入機会は比較的つながっています。基金については若干違った切り口ですが、しかし参入機会と同じように財政面にも関わってくるものです。それでは佐藤さんお願いします。

佐藤委員

それでは施策の3つ目です。先ほどの参入機会のところで、参入の機会を広げていくことはどちらかと言いますと、行政と市民との協働というところが挙げられると思います。今回のこの基金の設置についてですが、市民がまちづくりのためにがんばっている市民団体を応援していくという、市民間相互の支援ということが実現できるのではないかなということで案として挙がっております。今年の6月に東京の杉並区でNPO支援基金というものが始まりまして、こちらの方も参考にしながらどんな仕組みが良いか考えています。

まず、この基金の設置についてですが、趣旨としましては市民による市民活動への支援、いわゆる寄付です。それを進めることによって市民間協働というシステムをつくっていくということです。例えば皆さんご存知のように、昨年10月にNPO法で税制優遇措置ができたのですが、そこでは本当に一部のNPO、特定公益増進法人への寄付しか優遇が受けられないという現状があります。その辺りはもう少し地方自治体先立って税制優遇の枠を広げることで、もっと市民によるまちづくりが進む環境ができるのではないかなというところがあります。それでは基金をつかってその助成をどのように行っていくのかという仕組みですが、まず1つ目に、市による地方自治法に基づく基金の設置をいたします。次に、市民から基金への寄付を募ります。これは寄付したい市民活動団体を市民が指定します。あそこのやっている活動は良いなとか、あそこがやろうとしている今度の事業は良いなということで指定をして、同時に寄付金は所得控除の対象となるということです。次に市民団体があれをやりたいということで手を挙げるわけですが、一連の審査を行いまして問題がなければ基金から指定された団体へ助成される仕組みになっています。ですがここで良い点、悪い点を考えなくてははいけません。

まずメリットの1番目としましては、市民活動団体への寄付が控除を受けられることができ、それによって市民がもっと市民活動団体の支援ができるようになることです。なかなか市民活動団体は皆さんもご存知の通りお金に困っているわけですが、市民活動団体として寄付を集めやすくなる環境ができてくるということです。

もう1つ挙げることは、市民間の協働が実現される、ここが参入機会を広げるといった先ほどの部分とは異なるところです。

メリットに反しまして懸案されることですが、どのように寄付を募って、どのように審査を行って助成していくのかという審査機関のあり方をもう少し時間をかけて考えなければいけません。例えば杉並の例を挙げますと、ニーズをしっかりと把握していきましょう、その事業が本当に必要かどうか、若しくは創造性に富んでいるものか、果たしてNPOだからこそやる意味があるのか、その辺りを考えましょう、地域的な特性を考えましょう、問題提起の部分があるかどうか考えましょう、その事業を行うにあたって将来的に発展・継続する可能性はあるか、助成をするといっても自己努力によって資金を確保している団体なのかどうか、それと事業計画やスケジュールなど、それが実行可能であるかどうか、助成金を受けることによって事業が発展するかどうか、運営の公開や透明性が高いか、資金計画に無理がなく明確であるかどうかなど、が審査項目として杉並の基金では盛り込まれています。果たしてこれを条例に盛り込めるかどうかというのは、委員の中でも本当に意見が分かれたのですが、時期が早いのではないかと思います。

懸案事項にもう3つほど付け加えさせていただきます。お金があるということで、市民活動団体がこの基金を乱用するような恐れがあります。それから指定寄付ということで、ある特定の団体にしか寄付が集まらないかもしれない、もしかすると不公平さが出てくるかもしれません。この基金をつくるにあたっては、国税局との調整が必要であるということも挙げられます。今日は皆さんの意見をいろいろ聞かせていただいて、今後の検討会に生かしていきたいと思います。

伊藤委員長

以上3つの基本的な施策についてご説明したのですが、初めて聞くと特に基金の仕組みというのは非常に複雑で、分かりにくいところがあるのではないかと思います。分かりにくいところをご質問していただきたいと思いますが、もう1度簡単に私の方で確認をしていきたいと思います。

最初に情報公開と市政参加と協働の問題です。この会議の中でも1番最初に出たのが、例えば行政と市民団体、あるいは市民が協働するにおいて、例えば今までですと行政からこういうことをしましょうという提案はいっぱい出てくるのですが、市民の方から提案をして実行されていくものはやはりものすごく少ない。あるいはもしある場合も、非常に限られた団体ではないだろうか、こういったことがかなり問題になっていたわけです。現在、草の根でたくさんの市民活動団体があったり、あるいは個人で様々な活動をしている方が増えています。そういう人たちが自分のためではなくて、社会のためにこうしたら良いのではないかという、むしろ行政と同じように市民の側の方から提案を出して、それに対して行政も真剣に耳を貸して一緒に考えて取り組んでいくことが市民協働の出発点ではないだろうかということです。そこからスタートしまして、例えば市役所の中へ行って協働を提案するにしても誰に話したら良いのか分からないといったことが随分議論になったわけです。最初は私たちもあまり条例は分かりませんので、市にこういうセクションをつくってくださいという話になったわけですが、市の行政の中にこういう部署をつくれというのはどうもこの条例の役割ではないのです。別に条例をつくらなくても、市長さんが分かったと言えればできる話ということもあったりします。むしろ条例の中に規定しますと、もう少しそれをルールとして多くの人たちが共有できるような仕組みに変えなくてはなりません。他の市町村にも聞いてみましたが、他でもこういう市民協働あるいは市民活動の支援に関する条例が今つくられてきています。そこでもやはり市民委員会の中で同じような議論がいっぱい出ているのですが、なかなか条例になっていないところを見ると条例の中に入れるのが結構難しいのではないかといいこともあったりします。しかし、委員全てがなんとかこの精神を汲んだ条例にしていきたいと考えています。これについては意見が分かれているわけではありません。

意見が分かれているのは、特に基金についてです。お金の問題については、やはり委員の側も結構責任を感じてしまうのです。良いと思ってつくったけれども悪用されてしまった時に、お前ら責任取れるのかという気持ちが私たちの間にもあって、それでかなり慎重に考えています。つまり懸念されるべき問題を幾つか指摘することができるわけです。それを極力無くすために、どのような仕組みができるのか、実はこの委員会があと1年間継続できればかなり良いものをつくる自信はあるのですが、一応期限が限られています。従ってこの短い期間の

中で、本当に皆が納得できるものができるかどうかということについての議論が非常に大きなポイントになっているわけです。

参入機会の方は提言しても、やはり市民が関わっていくためには、実際にお金を市民が持っているわけではありませんので、基本的には形式上行政の事業として行います。しかし市民が提案したものですから行政の事業として行うにあたって市民がそれについてきちんと請け負っていけるような仕組みが必要になってくるのではないだろうかと思えます。そういう意味では参入機会をきちんと保障していこうということがあります。幾つかの市の条例の中に参入機会の提供が示されている例があります。その辺を一応参考にしながら、そこで癒着が起こらないように、あるいは既得権益化しないように、配慮しながら考えていきたいと思っています。しかし、どうしても参入機会になってまいりますと、ある程度実績を持つ大きな団体に限られるという問題は最後まで残るのではないかと考えています。

基金については、非常に理解するのは難しいのですが、国や地方公共団体に対する寄付は控除になるという制度があるのです。日本の国というのは民間の団体に対する寄付については非常に厳しく資格が問われたりするのですが、国や地方公共団体に対して寄付をする場合には優遇されるという仕組みがあります。この仕組みを杉並区が上手く使っていて、地方自治法による基金というお話が出ましたが、基金を通して寄付をしまいいります。形式上、その基金から1回一般財政に回って、そのお金がもう1回戻ってくるような仕組みというものをつくっていきます。そうすることによって、例えばある市民活動団体に寄付をしようと思った時に、直接寄付をすれば税制優遇の対象になりませんが、基金をスルーさせることによって地方公共団体に寄付をしたというかたちになりますので税制優遇は受けられます。こういった仕組みを上手く使って市民同士の寄付を高めていこうというのが狙いになってくるわけです。ただ、今までこういった仕組みについて、国税庁は認めませんでした。ところが6月1日から杉並区でこのような基金が動き出して、初めてこういうものが実質化し始めたのです。

これを何とか浜松でもできないかなということが議論されているわけですが、しかしまだ始まったばかりで何とも言えないということがあったり、やはり税制も含めて寄付の仕組みというのはよく分からなかったり、単なる知り合いで税金隠しのために寄付をし合うというケースもないわけではないのです。こういった問題に対しての審査はかなり難しく、それで杉並区でも非常に細かいチェックリストを設けて審

査委員会がチェックをやっているわけです。この辺の仕組というのはまだ見えてこないということがあって、委員会の中では消極的な意見も少なからず出ているということもあります。

そういうことで、お見えになった皆さん方のご意見を是非拝聴したいと思うのですが、その前にもう1つ施策の中で重要な問題があります。こういった条例をつくった場合に、きちんとそれを実行していくためにチェックしていくような機関というものがが必要です。昔はこういう条例がつくられてもそれをチェックする機関がほとんど言及されていなかったのですが、最近多くの地方自治体がつくる条例、あるいは法律の中においても、それを監視しチェックしていくような仕組をつくるケースが増えてまいりました。条例の中に入れますとそれは義務になりますので、行政の方もやる以上は義務としてそのような委員会を設けなくてはいけないわけです。今までこの検討委員会は義務ではなくて、行政が、こういう市民活動に関わる条例ですから市民を巻き込んでやった方がよいのではないかという判断でやっているわけですが、今度条例に入ってきますと義務になってまいります。その内容について最後に副委員長の山中さんからお願いしたいと思います。

山中副委員長

最後に大切な条例の項目がありまして、委員会の設置です。協働事業を行うということで、一般市民にどれだけの公益性があるかという審査は大変だと思います。委員会の設置は絶対に大切な項目だと思います。それに関して今私たちが議論していることの説明をいたします。

この委員会は、市民代表の見張り役、オンブズマン的な役割をする、条例に基づいた市長の諮問機関ということです。基金は別に置いて、これから協働するにあたって本当に公益性があるのか、先ほど申しましたようにちょっとあやしいという感じがありましたら、どんな方法にしてもしっかりと調査、審議し、それから結論を出す責任ある委員会です。

2番目に、先ほど佐藤委員が説明してくださった基金ですが、これはまだ目玉として取り入れるかどうかというのは分かっていないのですが、お金が関わってきたらまた大変です。市民協働推進基金が設置された場合は、市民活動への助成のあり方など市長等の執行機関の諮問に応じたり、中に入って大変なことをしないといけないという委員会です。

それから他に、今までの事項について調査・審議して、市長等の執行機関に意見も述べたりしないといけないものです。これもすごく責

任のある委員会だと思います。そして最後に、条例がつくられたとしても、社会状況が随分変わってくると思いますから、条例の適応のチェックや見直しも必要かなという提案もこの委員会で話し合って決定していくことになると思います。

この委員会はどんなメンバーで構成されるのかと申しますと、一応市長がやってくださいと選ぶと思いますが、1番に公募を含んだ市民、それから市民活動に知識・経験を持っている方、それから事業者、それから4番目に学識経験者、そして5番目にその他市長が適当と認める者、と大体他都市ではこんな感じです。他都市の例を申しますと、公認会計士、信用金庫の方、自治会連合会の方など、かなり専門性を持った方を選んでいらっしゃいました。メンバーはだいたい10人程度15人以内という感じで、大体2年位の任期ではないかと思えます。

伊藤委員長

以上で私たちの検討の内容というものを少しご紹介したわけです。これについて、今日と来週のタウンミーティングで意見を聞いて、その上でもう1回検討会議をやりまします。決定案ではありませんが、8月にその結果を一応私たちなりにまとめたものを、8月10日ぐらいからホームページ、あるいはこのまちづくりセンターなども含めているところなどに掲示をして、そして皆さんたちに見ていただいて、またご意見を仰ぐ機会を持ちたいと思っています。いわゆるパブリックコメントと言われているような仕組みでやっていこうと思っています。今日は単にすぐ文書を出すのではなくて、まだそこまで至っていない段階で、今議論している問題点をさらけ出し、皆さん方からのご意見を参考に今後の詰めに入っていきたいと思っている状況です。そういうことで、これからご質問あるいはご意見、ご自由に述べていただきたいと思っているわけです。最初に何で条例をつくるのかとか、中身に入る前に全体に疑問を持たれている問題もあるのではないかと思います。まずその辺からご意見をお聞きして、そして中身の方に移っていくようにしていきたいと思いますがどうでしょうか。よろしければそのように進めさせていただきたいと思えます。ご発言される方はお名前と御所属をお願いいたします。

5 質疑応答

市民 A

私は市政に興味がありまして、浜松市のホームページをいろいろ見

ながら勉強しています。浜松市行政は平成14年から5か年計画というコンセプトを言っています。そのように浜松市が打ちだしている方向付けに対してこの協働推進というのはどういうふうに関わり合いを持っていくのでしょうか。協働と言いながら市民が勝手にやっているのではないのかというように感じられました。

伊藤委員長

今のご質問に関しては一応、こちらの方の考えと、それから行政の方にもお答えを願おうと思います。私たちとしては、今浜松市が取り組んでいる様々な施策の中で、もっと市民が参加していくことが必要ではないかと思うわけです。もちろん議会をはじめとして、様々な市民の声を代表する仕組みがあります。こういったものも最大限議論をしていただきたいと思うわけですが、しかし今市民の一人ひとりが、地域で地域の問題について解決にあたっている方が増えてまいりました。こういう実際の活動をもっと市政の中に反映させないと、実際に市の計画は、行政だけで実行できるものではないのではないかというような認識を持っています。そういう立場から多くの市民の知恵と力が、これから先の浜松市づくりに対してどこまで協力できるかという視点で、この協働を考えていきたいと私たちは思っています。他の委員の方でもそれに関してご意見があれば少しご自由にお願ひしたいと思います。

青山委員

僕もこの委員会にNPOの代表というかたちで声が掛かった時に同じ疑問を思いました。行政は一体どういうふうを考えているのか、また、議会の方はどういうふうな思い入れでこの問題を考えていらっしゃるのかということに関しては十分議論していくべきだろうと思います。これが単なる基本指針から条例というかたちでディスカッションされる中で、今言ったような問題が広く市民の中で問題意識化され、結果的には良い流れになっていってくれば良いかなと思っています。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

行政経営課の鈴木と申します。よろしくお願ひします。行政として協働をどのように捉えているかというご質問ですが、只今お話に出ていますように基本指針を今年つくりました。協働の形態は、その中の「協働の形態の多様性」というところでA～Eまで書いてあります。これからのまちづくりというのは、市民のニーズが多様化してきている

中で、行政だけではカバーできない部分というのがあると思うのです。行政としては目が届かないような部分は、やはり地域の実情をよく知っておられる市民活動団体の方にお任せするのが一番良いだろうということで、これからは、いわゆる行政主導でやってきたまちづくりから、地域のことをよく分かっている市民の方と共々に手を携えながらまちづくりをやっていこうという姿勢が基本的にはございます。その辺のことは、背景的なものも含めまして、条例の前文で記載をしていくことになるかと思えます。

市民 A

今の話に絡んで1つ聞きたいのは、やはりこういうふうな条例を設けますと、現在行われている、例えば浜松市の中央の市街化推進でもこの条例にあてはめていろいろな面で透明性の確保や、市民参加型の組合というようなかたちで行政主導をするような部分がございませうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

条例ですので、一応市としては最高の法令と言って良いと思えます。その中で規定していく事柄については、どこまで義務的な規定をしていくのかということがあります。例えば事業者や市民活動団体については役割、あるいは努力義務とかというような規定になっていくと思えます。この条例が公布されるということは、浜松市内全域に渡って網がかかるということですので、まだ検討中ではございますが、その出来上がった条例に照らした時に、適応になるという判断があればそういうかたちになってくるかなと思っておりますが、今の段階ではまだその辺のお答えしかできないと思っております。

市民 B

私は4年半前にこちらへまいりまして、何かボランティアでもしようかなということで、たまたま目に付いたのが障害学習ボランティアの会だということで、それを受けさせていただきました。今、障害学習ボランティアの会で活動をしつつありますが、公民館長も非常に良い方とどうしようもない方といろいろいらっしゃいます。このような条例が出されたとしても、こういう条例がなくても良い方は非常によくやってくれます。皆の意見も聞く方は聞いてくれていると思えます。ところが人によってはそれがそうではないです。この館の館長は俺なのだから俺の言う通りにしろ、もっとひどい方もいるというお話も聞いていまして、そうなることをつくって、どこまでのメリットがあ

るのかなという気がします。

先ほどの寄付金は、具体的な話だなと思って聞いていましたが、最後にいろいろな問題があると委員長がおっしゃいまして、そうだなと思いました。これは一体つくるのとつくらないのとどういう差があるのだろうか。今でも市民参画の活動というのはあるはずなのです。そうでなかったら市役所が何のためにあるのか分からないです。市民のために活動するのが市役所のはずであって、こういうのがないと市民の意見を吸収できないとか、市民と一緒に活動ができないということ自体が問題ではないかという感じもするのです。ということで私の今日の質問は、今回の条例を考える時に、例えば佐鳴湖の水をきれいにするにはどうしたらいいのかとか、具体的な事例で、こんな時はこんなふうになるかな、このようなシステムにしなければいけないかなというような話はどの位考えられたか、それからもう1つ、基金について先ほど杉並区の話がありましたが、外国の事例の話はどうなのでしょう。

伊藤委員長

まず1つお断りしなくてはいけないことは、浜松の抱えている課題をこの条例1本で解決できるというようなことは、私たちは考えていないわけです。もちろん市民が様々なかたちでこれから先、行政に関わったり地域づくりに関わっていく時に、変えていかななくてはならない問題はいっぱいあるのではと思っています。

今この条例の中では特に行政が市民活動団体と一緒に活動していく時に、最大限考えなくてはいけないポイントを1点か2点きちんと定めて、それと、それに関連するもう1つ理念的なものを指針に掲げただけでは少し弱いということもありますので、きちんと鮮明にしていくことに焦点を置こうということでスタートしてまいりました。今ご指摘があった問題も非常に重要な問題だと思うのですが、実はあまり議論していません。それから海外の方の事例についてはかなり状況は違います。検討委員会の方ではかなり条例の細かい内容だけで、毎回数時間に及ぶ会議を既に8～9回やっておりますので、その辺についての議論が及んでいないということがございます。少しご不満かもしれませんが、そういう状況でございます。

それでは具体的な中身の方に少し入っていければと思っております。特に私たちも今、皆さん方のお知恵を特に借りたい問題というのが、具体的な施策です。当然それと基本的な理念等とも非常に深い結びつきがあると思います。それぞれ私たちが重要だと思っている条項につ

いてまずご意見，ご質問等があればこれから先議論をしていきたいと
思います。若干それと外れて，目的，責務，役割というところについ
ても，もしございましたらそれも一向に排除するものではありません。
しかしできましたらなるべく施策，基金，参入機会，あるいは市政へ
の参加についてお願いいたします。

つくってもつくらなくてもあまり変わらないのではないかというご
指摘があるかもしれません。あまり変わらないようなものだったら，
私は変な法律はない方が良いという主義ですので，つくらない方が良
いという気持ちはあります。つくれば確実に変わるというものをつく
りたいと思っていますので，

まず具体的な問題から入っていきたいので，例えば市政への参加，
窓口という問題，こういった問題で皆さん方にも普段から感じるこ
とが少なからずあるのではないかと思います，この辺についてご意見
がございましたでしょうか。多分，先ほど青山委員の方からの説明につ
いて多くの方は同感されるところが多いのではないかと思います。具
体的にそれを仕組としてつくっていく場合に，どのようにきちんとつ
くればそれが可能になるかということになってきますと，もう1つ明
確な書き方が見えてこないところもあるわけです。その辺で例えば疑
問点なども含めて出していただくと，こちらの方も随分参考になるの
ではないかと思いますので，ご意見をお願いします。

市民C

市民からの提案について少しお聞きします。今から5～7年位前に，
ある簡単なことで提案をしたいと思ひまして，提案箱はどこにあるか
と聞きましたら，前はあったのですがやめましたと言われました。な
ぜやめたのと聞いたら，職員の苦情ばかり入っているのをやめたとい
うことです。私は，職員の苦情があればあったで，それはそれできち
んと取り上げて，やはりそういうところを謙虚に見つめて姿勢を正す
ようにしていくべきではないかと思うのです。ですから今そのことが
どうなっているかということが1つまず知りたいです。

市のエレベーターがあるのですが，乗りますと，左の高い位置に小
さな字で1階は何，2階は何と書いてあるのですが，私どもでも見て
いるうちに通り過ぎてしまうのです。私どもでもそうだとすることは，
年寄りや背が低いとか，腰の曲がった人はもう見えません。ですから
エレベーターに上がるところに書いていただくと非常に便利なので，
そのようにしていただけませんかということで何度かお願いしていま
すが，それは10年位やってくれていません。このことは今までに何

度，何人に言ったか分かりませんが直らないので，まあいいやと思って放っておいているのです。

市長に対してメールなどでやるという制度がありますが，提案制度が今どうなっているのか，その辺りについてお聞きしたいと思います。

伊藤委員長

この件は検討会議の中でも，市に対して質問がいっぱい出ました。市から情報管理などの様々な仕組に取り組まれているというお話がこちらの委員会の方には説明があったと思いますが，その辺について市の方からお願いしたいと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

先ほどの市長へのメールですが，これについては当然使わない人もおられると思いますが，どんな事柄についてもご意見は市長さんのところへ届きます。住所や名前がない場合はお答えできませんが，記名があるものについては，その要望とかご意見等に対してのご返事はさせていただきます。また，そのような中にも職員や窓口に対する不満のようなものも当然入っておりますので，そういった点についてもお答えをしていると思います。市長と直接話すということであれば，昨日も情報センターであったと思いますが，「市長と話そう」という直接市長と対話をするという機会もございますし，「中学校区おでかけトーク」ということで中学校に市長が出向いて市政全般についてご意見をいただくということもやっております。

このほか，市長へのご意見等については投書，封書，葉書，ファックスでも受け付けをしておりますし，ご返事は相手を確認できる場合は差し上げております。また，こういった課のこういったことが知りたいということであれば，浜松市の広聴広報課にコールセンターというのがございますので，そのコールセンターに電話をしていただければ，そこから該当する課の方に電話が転送されまして，そこでいろいろお聞きになりたいこと等を聞いていただけるとということがございます。

青山委員

この中には市民団体以外の方も多くおられると思いますので，市民協働という場面を想定して，この問題がどうなるかを少し対応してみましよう。例えばもし，市民協働窓口のような市民への参加，意見を聞く窓口のようなところがあって，そこが例えば市民団体と協働で運

営したり、市民団体の人たちが一緒に働くような仕組みがもしできたと思います。そこで僕たちが話を聞いたとしたら、私たちのNPOの仲間に障害者のネットワークがいるから、そこに持ち寄って、車椅子の人だったらどれ位の高さのものが良いか、またお年寄りの人で、目が少し不自由になっていらっしゃる方でしたら、どれ位の字体の物が良いのかということ議論した上で、行政側と提案して、こういう解決策を取りましょうというようになっていくのが良いかなと思っています。

僕が担当した9番のところで、小さな事例が今だったら1つの苦情で終わってしまっているのが、市民協働というステージにあがった時に、市民団体やボランティアセクターと一緒にその問題を解決するというプロセスを経ると、1ヶ月とか1週間とか、もっと短いサイクルで障害者という専門の知識を持った人たちと一緒に話し合うことで、良い解決策が生まれたりすることをこの市民協働あの1つの場面として僕たちは想定しています。

先ほどの方のご質問のように、どの程度その辺のことを話し合いましたかということで、実際にはあまり時間的にはしていないのですが、各委員それぞれそういった場面や経験を持った人が委員になっているので、そういった事例も含めてなるべくフィードバックするように会議を重ねてきたつもりですし、これからもそういったことを想定した上でこの条例を良いものにしていきたいなと思っています。

伊藤委員長

行政に対して苦情が出た場合に、今まで行政は自分たちだけで抱えてしまって、それをがちゃがちゃやっていたのが実態ではなかったかと思うわけです。できればそういった行政に対する苦情も含めて市民に公開してくれれば、市民の方から解決する提案というのは幾つも出てくるのではないだろうか、それが青山さんの言いたかったことだと思うのです。それをしなかった行政の扉を開かせようというのが今回かなりあるわけです。従って、具体的な表記の仕方としてはまだはっきりしないのですが、例えばどうしても堅くなるのですが、市民参加手続きの実施というようなことに対して、それを義務規定にするか、書き方はいろいろあると思いますが、そのようなものをきちんと項目に挙げれば、行政としてもそれに対して何らかの対応を打ち出さなくてはいけなくなってきます。条例はそれだけの力を持つものですので、それが有効性を持つものならば入れたいということです。ただ何となくもやもやになって書いてあるだけで終わってしまうのだったら意味はないということだと思います。そういう意味で、是非こちらとして

は検討していきたいと思っています。

市民D

今日はNPOの団体の理事長として参加しております。まず先ほどの予算がない云々の話がありましたが、逆に予算があるとあっという間に決まるのです。私どもの公民館では7月から子育て広場というのが開かれております。私が聞いたのは5月ですが、7月1日からもう実施されております。児童家庭課が予算が下りたから7月からやりますということで、私はその足で連合自治会長のところへ行くと、そんな話は聞いていないということになりまして、大変後手後手にまわりまして、大変なことになったのです。

拳句の果てには10番の参入機会も減っていくのではないかと、ですからそういったものも全部含めて委員会で、例えば予算が出たからすぐにやりますよと言った時にストップを掛けられるかどうかということです。そしてもっと早めにそういったことを検討できるかどうかということです。

伊藤委員長

この辺の問題というのは、先ほども言っていますが、1つの条例が全てに対して有効に働くということは難しいと思うのです。それほどすごい条例をつくらうと思えば、やはり数十条にわたるようなものをつくらなくてははいけません。そうすると、そういうのもできればこれから先は市民が参加してつくるような社会になっていかななくてはならないと思います。しかし、正直言って市民の方にそういうかなりの項目に渡って市政を全てチェックしていくような条例をつくっていくだけの力はまだないと思います。逆に議会の方でももっとがんばっていただきたいと思うところではありますが、少なくとも今回この条例の中で参入機会の問題についても、今までの様々なおかしな問題を一挙に解決することはできないと思います。しかし他の今までの仕組みもこの条例に見習っていくようなかたちを目指す他ないのではないかと考えています。

また委員会に関しましても、少なくとも一応、当面の任務というのはこの条例に関わる運用に関しての意見や諮問に対して答えていく、あるいは特に参入機会とか基金などについてはかなり委員会の役割も細かく規定されていくと思いますので、そういうものに対して審査、評価をしていくということがあります。しかし、公民館でそういう子育ての問題が起こったそのものに対して、この委員会が口を出すとい

うことは不可能ではないかと思えます。少し歯がゆいところはあると思いますが、とりあえず私としましてはこの条例は、まず一步でも大きな進捗が可能であるかどうかということにかかっているのではないかと思います。それらが全て無駄だということかたちになれば、条例自体つくる必要はないという結論になってくるわけです。

市民 E

是非お願いしたいことは、四角四面の条例にせずに、分かりやすい条例にすることです。分かりやすい条例にするためには、提案受け入れ態勢及び推進体制が大変大事だと私は思っています。指針の 6 ページの協働領域に関して A B C D E という定義がありますが、この定義に対して具体的な事例を、シュミレーションしてもらいたいです。こういう場合はこういうふうに動いていくな、こういうことが提案者に、又は市に課せられる、それを是非確かめておき、その結果を分かりやすく公表すると提案又は参加者が増えると私は思います。

市の役割の中に、市職員の啓発というものがありますが、協働に関して理解又は勉強をする必要があると思えます。

伊藤委員長

市の庁内連絡会議というのが行われているようですが、検討委員会とは全く別個に進んでいます。検討委員会の方はあくまでここにいる委員が中心となって、市の方からも様々なデータを出してもらいながら、議論をしておりますが、最終的に提案する案は行政から来た案ではなくて、このメンバーで案をつくり行政に答申するかたちになります。それを受け取った行政がそれを最大限尊重してもらはずだと思えますが、多少手直しをするということは起こるかもしれません。少なくともこの検討会議でまとめる案は事務局の協力は得ますが、基本的には、こちらの委員会の方に主体があってつくるといことです。今日のタウンミーティングも行政の方はサブで、こちらの方が主となって説明会といいますが、意見交換をするということかたちで持たせていただいています。

それから、今のお話の中であった話ですが、多様な協働の形態について、実はこの指針を作成する時には具体例などを議論をしました。条例の策定は今年になって、それは済んだという前提でやっていますのでやっておりませんが、できれば次のようなことを考えています。これも約束ではなく、考えている話ですが、横須賀市でやはり市民協働推進条例というのをつくっています。横須賀市では条例の逐条解説、

つまり例えばこの条項では具体的にこういった問題が起こった時にこういったかたちで解決することを目指していますということを全部解説しています。なるべく条例の言葉も分かりやすい言葉を使いたいと思っているのですが、なかなか法律用語というのは変な制約があるようで、定義など、面倒くさい問題があります。従ってどうしても条例の文章自体では本当に分かりやすいものをつくることができない可能性もありますので、私たちも横須賀の例に見習ってこういった解説書のようなものをつくり、これも含めて行政の方に一応確認をしてもらいながら市民がこの条項はこういう意味なのだということが分かるようにしていきたいと思えます。この中に先ほどご指摘があったような具体的なケースも可能な範囲で取り込んで、分かりやすいものにしていきたいと思っています。

具体的に基金が、一番私たちが迷っている問題です。率直なご意見がいただければありがたいのですが、どうでしょうか。

市民D

佐藤さんにお伺いしたいのですが、多分佐藤さんのところにファンド研究会があったので、かなりファンドの件については研究されていたと思いますが、アメリカでは、NPO法人が基金をつくり、そして寄付金についてはその受け皿のNPO法人があって、そのNPO法人が小さなNPOに分配するというようなことができていると聞きました。日本では考えられないのですが、給与天引きの募金といったことも今アメリカでは始まっているというようなことまで聞いていたのですが、もしこれを条例化して行政がやるとなった時には、そういう動きのあるNPOが準備できていないと思えます。行政主導でやるとそれができなくなるのではないかという思いがします。例えば日本でも認定NPO法人ができないのかどうか、そこら辺を少しお聞かせ願えればと思います。

佐藤委員

以前私が所属していた市民活動団体で、コミュニティファンドといったものを立ち上げたいということで広く呼びかけて取り掛かってはいたのですが、まだ具体的に研究も進んでいませんでした。でもその所属団体に限らず、そういったことをやってみたいなという方たちは、アメリカなどの先進例に倣っているいろいろ研究はされていると思えます。少し混乱されてしまうかもしれませんが説明をしたいのですが、一般市民がつくるコミュニティファンド、若しくはサポートもあるか

もしれませんが、それと今回言っている基金というものは少し違うのです。今回つくろうかと検討している基金については、市民がある特定の市民活動団体に寄付をすることで、その寄付に対して税制優遇措置が受けられるというものです。今、言われたコミュニティファンドに関しては、その辺りまではまだ税制に関する措置はないです。認定のNPO法人と今おっしゃられましたが、今のNPO法の寄付に伴う税制優遇措置というのは本当に限られたNPOに寄付した場合にしか適応されません。もしこの基金が実際に条例に盛り込まれた時に、地方自治体が先立って市民からの寄付に対して税制優遇をしていくことができるのではないかと、それは寄付による相互支援ということにつながるのではないかとということなのです。

伊藤委員長

実はコミュニティファンドというのは、本当は行政ではなくて、市民がきちんとそれがつくれる制度になっていると、それが一番相応しいということは私たちも考えています。例えばアメリカではそれが可能ですし、そのアメリカの仕組みを倣って、実は12年前に大阪でコミュニティ財団というのをつくろうということで、商工会議所が中心となり、ボランティア協会や、様々な大阪の市民活動を担ってきた団体たちが協力して財団をつくりました。日本の場合には財団法人ですと役所の許可が必要ですから、当時の通産省の許可でつくったのです。そこへお金が入ってきて、そのお金を市民活動団体に配るといふかたちの仕組みをつくったわけですが、そのコミュニティファンドにお金を集めるための仕組みとして、市民や企業に寄付を呼びかけるわけですが、その時に特に企業はたくさんのお金を寄付できる可能性があるかわりに、やはりそのお金に対しては損金算入ができないと非常に厳しいということがあって、当然コミュニティ財団は次に、国税庁の方に特定公益増進法人を申請したわけです。ところが国の方としては、特定公益増進法人というのは、あくまで特定の分野に関して寄付をする団体に対しては認めるが、あらゆる団体に対してそこは寄付する団体に対しては認めない。逆に言うと実は国が認めている団体は赤十字とか共同募金会というのがあるのです。その団体の特権を壊すようなことはしたくないというのが多分国の本音ではないかと思えます。そういうかたちで大阪コミュニティ財団はせっかくつくったのですが、市民からの寄付が集まらないで、今もあります非常に停滞して理想が実現できませんでした。その後NPO法ができた後、各地でそういうことができないかということで、銀行などを挟んでできないかという試み

が高知県など幾つかのところで行われています。そこに対する寄付に対しては活動を限定すれば可能です。例えば静岡県がつくった災害に関するファンドがあります。これは労金と静岡県が組んで、県がアレンジして労金に全部管理は任せるといふかたちでやったわけですが、これは災害救助という活動に関してのみ市民からの寄付がそこをスルーして税制優遇を受けることができます。あるいは企業の寄付も損金算入できるわけですが、他のジャンルにそこが寄付をしたらそれは駄目だということになります。

したがって、杉並方式というのは正直言うと本当に区あるいは市の中にそういうものをつくること自体、どうしても行政主導になる可能性があるから避けたいという気持ちがあっても、それしか今のところ市民からの寄付というものをあげることができないわけです。それから認定NPO法人という制度ができましたが、それは数が少なく、認定NPO法人にある人が寄付をして、その認定NPO法人がまたその寄付を他の団体に寄付をしたりしたら認定NPO法人を取り消されてしまいます。つまり、認定NPO法人はその団体の特定の活動に対してOKを出しているわけなので、それをまた違う団体がやってしまうとスルーになってしまいますから、それは駄目だとなってきます。そのようなかたちで今の制度でいくと多分杉並方式しかないのかなという現状なのです。それでも委員の中で、もっと他に良い知恵はないかということについてもやはり検討したいということで、今早急に結論が出せないという声も少なからずあるわけです。

市民D

認定NPO法人が他の団体に寄付ではなく助成ということでも駄目なわけですか。

伊藤委員長

助成団体は認定NPO法人として認めませんから駄目なのです。基金について、そういうややこしい問題がいっぱいあるのです。

にわかに意見を出せというのは難しいかもしれませんが、もう一度17日(水)の夜、基本的には同じ話をするつもりです。今日のお話も踏まえて更に突っ込んだ話し合いができれば幸いだと思っています。こういうタウンミーティングというのはアリバイ的にやったぞというかたちで済ませたくはありません。従って、8月のパブリックコメントも含め、皆さん方の声を聞き、それから検討会議の中でももう1度議論をきちんとした上で、意思決定をしていきたいと思っております。

市民F

この浜松市の市民協働というのは大変素晴らしいことであって、市民の皆さんの目線まで下がっているいろいろなことを決めていただけるのは大変ありがたいことだと考えております。先ほどどなたかのご説明の中に、「事業者」という言葉が出てきたと思うのですが、「市民」の中にはやはり事業主とか企業も市民としての責任を果たさなくてはいけない部分がかかなり多くあると思うのです。今、前に出ていらっしゃる検討委員会の皆さんもほとんどが女性の方ですし、女性の声を聞くことに関しては非常にありがたいことではあるのですが、企業や事業主の声というのはなかなかそこには反映されないのではないかと、非常に不安になることがあります。と言いますのは、市民の目線に下がって様々なことを進めていく場合に、企業の倫理がある時には壁になったり、ある時にはバックアップしてくれる強力な推進力になったりする場合があります。これからそのように様々なところに働きかけをしていただけたら大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

伊藤委員長

今日はたまたま欠席なのですが、中野さんという商工会議所の方が1人委員として入られています。私たちのワーキングの中でもやはり事業主といいますか事業者の責務、あるいは役割というものについてもっと本音の声を聞きたいということで、中野さんに、商工会議所の青年部の中で話し合ってもらっているのです。お1人ではなくて、商工会議所の青年部の声を取りまとめて反映してくれるよう是非お願いしようと思っています。その他にも積極的に企業に対し、耳を傾けるような作業もやらなくてはならないと思っています。

6 閉会

ふつつかな司会で、肝心のところの議論がもう1つ尽くせなかったと思いますが、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。是非、もう1度ありますし、パブリックコメントもございますので、様々な声をお寄せいただけるようお願いいたします。また17日のタウンミーティングを知らない方に是非行って発言しなくては駄目だぞということを伝えていただければ幸いです。どうもありがとうございました。